

(仮称) 葛飾区精神障害支援部会の設置について

1 経緯

現行の「葛飾区精神障害者就労支援及び相談支援部会」(以下「現行部会」という。)は、令和3年度より障害者就労支援部会と一部を統合しているため、現行部会の所掌事項、構成員等の見直しを行う必要がある。見直しを行うに当たっては、国指針に基づく「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(以下「にも包括」という。)」の基本的な事項・構成要素を取り入れ、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。(図1のとおり)

本区では、平成30年度より、自立支援協議会の外に「葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会」を設け、“精神保健福祉・医療”の視点をもって精神科長期入院患者等の退院支援や在宅療養支援に係る協議を行っている。今般、これまでの経緯を踏まえて、現行部会に「にも包括」の協議の場を設けるとともに、“住民の生活や地域づくり”の視点をもって“精神保健福祉・医療”との連携を図ることにより、重層的な支援体制の構築を目指す。

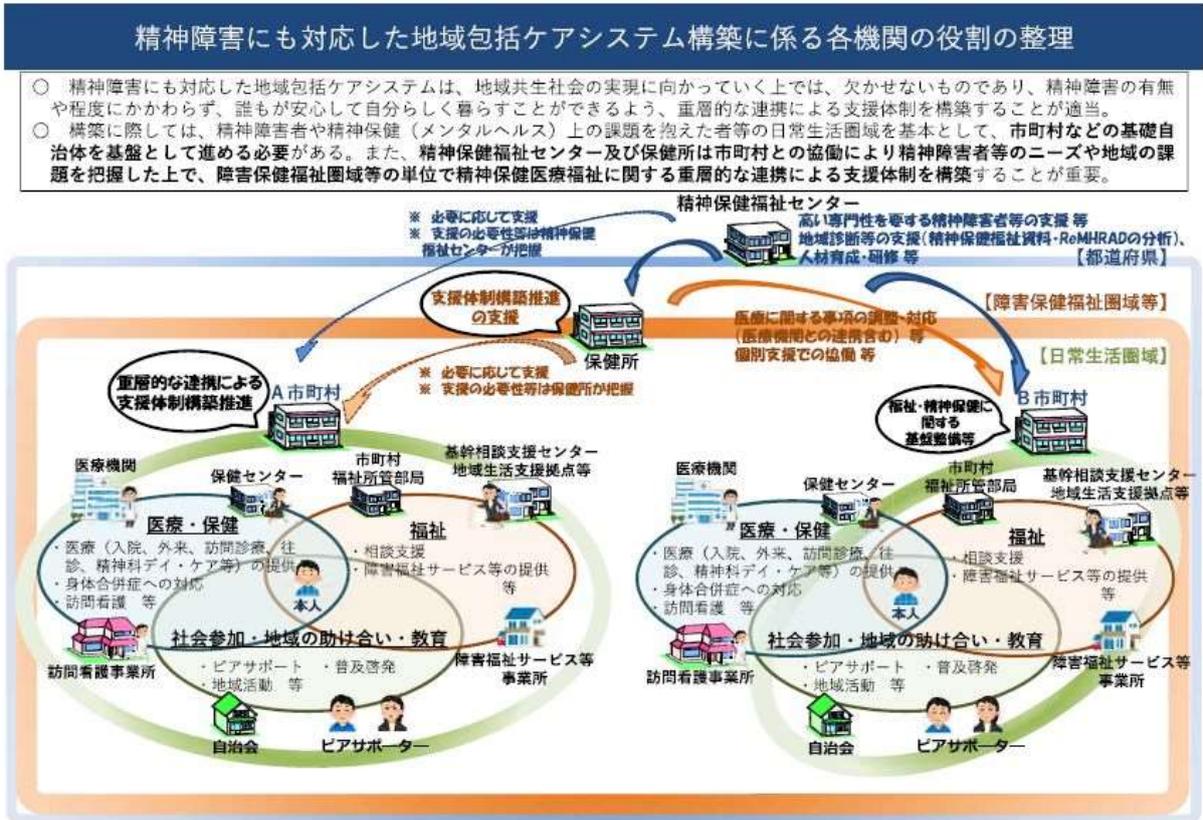


図1 厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る検討会(令和3年3月18日)報告書～誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して～」より

## 2 主な内容

- (1) 現行部会の名称を、「葛飾区精神障害支援部会」（以下「新部会」という。）に改める。
- (2) 新部会は、主に精神障害のある方の生活支援にかかわる事業者及び関係者（以下「精神障害支援者」という。）が、地域の課題を共有し、改善に向けて協議を行うことを目的とする。
- (3) 新部会の所掌事項は、次の①から⑦とする。
  - ① 精神障害のある方とご家族の支援、地域社会との関係構築に関すること
  - ② 地域ネットワークの構築に関すること
  - ③ 地域活動支援センターに関すること
  - ④ 地域移行・地域定着支援に関すること
  - ⑤ 地域の社会資源活用に関すること
  - ⑥ 精神障害支援者の研修事業に関すること
  - ⑦ その他、新たな地域課題に関すること
- (4) 部会長は保健予防課長とする。副部会長は、障害福祉課長及び障害援護担当課長とする。
- (5) 新部会は、区内地域活動支援センター代表者、区内グループホーム代表者、区内相談支援事業者代表者等をもって構成する。なお、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- (6) 部会長は、必要があると認めるときは、議題に応じて分科会を設けることができる。

## 3 開催予定

令和4年度 年2回程度（分科会を適宜開催）

- 4 「葛飾区精神障害支援部会（旧葛飾区精神障害者就労及び相談支援部会）設置要領」新旧対照表  
別紙のとおり

葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱第7条に基づく「精神障害者支援部会設置要綱」新旧対照表（案）

現行	改正
<p>精神障害者就労及び相談支援部会設置要綱</p> <p>平成19年8月3日 19 葛保保第308号 保健所所長 決裁</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区障害者施策推進協議会部会(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。</p> <p>(1) 就労継続支援等の支給決定期間満了に伴う更新の可否の判断及び就労継続支援事業者への意見付与</p> <p>(2) 個別利用計画作成費を支給している困難ケースの計画とサービス支給利用者支援の適切性の検証及び改善案の提示並びに相談支援事業者等への意見付与</p> <p>(3) 相談支援事業実績報告の運営評価及び相談支援事業者等への意見付与</p> <p>(4) その他、専門的、個別的な事例の対応についての協議、調整</p>	<p>葛飾区精神障害者支援部会設置要綱</p> <p>平成19年8月3日 19 葛保保第308号 保健所所長 決裁</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区精神障害者支援部会(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 部会は、主に精神障害のある方の生活支援にかかわる事業者及び関係機関(以下、「精神障害者支援者」という。)が、地域の課題を共有し、改善に向けて協議を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。</p> <p>(1) 精神障害のある方とご家族の支援、地域社会との関係構築に関すること</p> <p>(2) 地域ネットワークの構築に関すること</p> <p>(3) 地域活動支援センターの運営に関すること</p> <p>(4) 地域移行・地域定着支援等に関すること</p> <p>(5) 地域の社会資源活用に関すること</p> <p>(6) 精神障害者支援者の研修事業に関すること</p> <p>(7) その他、新たな地域課題に関すること</p>

<p>(構成)</p> <p>第3条 部会は、別表に掲げる者（以下「部会員」という。）をもって構成する。</p> <p>(会長等)</p> <p>第4条 部に部長及び副部長を置く。</p> <p>2 部長は、保健予防課長とする。</p> <p>3 部長は、部会を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副部長は、保健センター所長とする。</p> <p>5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第5条 部会は、部長が招集する。</p> <p>2 部長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。</p> <p>(会員以外の者の出席等)</p> <p>第6条 部長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第7条 部長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会に報告し承認を得る。</p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 部会は、別表に定める者及び別表に定める事業所等に所属する者（以下「部会員」という。）をもって構成する。</p> <p>(会長等)</p> <p>第5条 部に部長及び副部長を置く。</p> <p>2 部長は、保健予防課長とする。</p> <p>3 部長は、部会を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副部長は、障害福祉課長及び障害援護担当課長とする。</p> <p>5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第6条 部会は、部長が招集する。</p> <p>2 部長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。</p> <p>(会員以外の者の出席等)</p> <p>第7条 部長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第8条 部長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会に報告し承認を得る。</p>
--	--

(分科会)

第9条 部長は、必要があると認めるときは、議題に応じて分科会を設けることができる。

2 分科会は、構成員の互選により長を置くことができる。

3 分科会は、部会に対し協議事項を報告する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年8月3日から施行する。

付 則

この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領の改正は、令和4年月 日から施行する。

別表 (第3条関係)

葛飾区障害者施策推進協議会「葛飾区精神障害支援部会」

保健予防課長	部長
保健予防課保健予防係長	
障害福祉課長	副部長
障害援護担当課長	副部長
区内地域活動支援センター代表者	
区内グループホーム代表者	
区内相談支援事業者代表者	
その他障害者支援に関わる事業者	

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年8月3日から施行する。

付 則

この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

葛飾区障害者施策推進協議会「精神障害者就労及び相談支援部会」

保健予防課長	部長
保健センター所長	副部長
保健予防課保健予防係長	
保健予防課精神保健担当保健師 (1名)	
保健センター精神保健担当保健師 (1名)	
東西生活課職員 (各1名)	
精神科医師 (2名)	
区内就労支援施設代表者 (各事業所から1名)	
区内指定相談支援事業者 (各事業所から1名)	